

令和 2 年 3 月

(第 2 回)

京都府教育委員会会議録

1 開 会 令和2年3月11日 午後 2時00分
閉 会 令和2年3月11日 午後 3時40分

2 出席委員等

橋本 教育長 安藤 委員 千 委員
小畠 委員 安岡 委員

3 欠席委員

上原 委員

4 出席事務局職員

前川 教育次長	山本 教育監
西村 管理部長	山口 指導部長
安達 管理部理事	大路 総務企画課長
村山 教職員人事課長	西田 福利課長
栗山 学校教育課長	吉村 高校教育課長
森下 文化財保護課長	下村 総務企画課副課長
片又 総務企画課副課長	岡 総務企画課副主査

5 議事の大要

(1) 開会

教育長が開会を宣告

(2) 前会議録の承認

ア 2月分2回の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 教職員の働き方改革の取組状況等について

【安達管理部理事の報告】

○ 令和元年度の取組状況について、実行計画に基づく取組方針に対して、その進捗状況を報告する。今年度は、まず、小学校における英語専科教員による指導を拡充したほか、まなび・生活アドバイザーなどの専門スタッフの配置拡充、部活動運営の適正化のための部活動指導員など外部人材の活用も行っている。府立学校における電話応答終了時刻の設定や教職員研修のWeb講座や出前講座の実施といった取組、校務支援システムの共同調達、学校給食費の公会計化などの業務改善の取組をしている。出退勤時刻の記録を活用した教職員の意識改革やフォーラムの実施、更には、府PTA指導者中央研修会でのアピール、コミュニティー・スクール導入推進に係る手引きの作成など、様々な取組を実行してきた。

各学校で取り組まれている業務改善等の主な取組事例については、実行計画で、1校1項目以上の業務改善を実施との目標を立てて全ての学校で取り組み、そのうち、多くの学校で取り組んでいただいたものをピックアップしたので、御覧おきいただければと思う。

計画に定める評価指標の達成状況については、教員勤務実態調査等の結果を活用して達成状況を測定したものであり、基準となる平成29年度の数値と比較している。教員の時間外勤務の縮減については、15%縮減の目標に対して8.9%縮減にとどまった。原則午後8時までの退勤については、78.5%達成、1校1項目以上業務改善を実施については100%実施、教員の休日の部活動指導を縮減については、18%縮減の目標に対して20.6%の縮減である。教員の多忙感・負担感を減少は微減、自己の指導力量が高まっていると実感する教員の割合は1.23倍、児童生徒の指導が充実していると実感する教員の割合も微増、と良い傾向であるが、自己啓発等のための時間は今回減少となつた。

令和元年度達成状況を踏まえた総括について、1つ目は、時間外勤務の縮減は全体では8.9%だが、校種別に見ると、小学校は20%、特別支援学校は14%で、教諭だけに絞ると22%と大きく縮減したのに対して、中学校は8%縮減に留まり、高校は逆に7%増加と、なお課題がある状況である。2つ目は、休日の部

活動指導は、特に中学校でかなり縮減が見られるが、高校は2年前と比較して増減無しの状況であり、引き続き、対策の検討が必要と考えている。3つ目は、全体として前年度を上回る取組効果が見られたが、校種ごとの課題にも着目しながら、引き続き取組を進める必要があるところである。

次年度の重点取組事項だが、実行計画に基づく取組については、改正給特法を踏まえ整備予定の条例・規則及び方針の着実な実行に向け、引き続き、実行計画に基づく取組を推進することとする。いくつかピックアップすると、学校運営・指導体制の充実・強化の項目では、小学校英語教育推進のための専科教員の配置拡充、専門スタッフの配置等の促進の項目では、スクールロイヤーを新規配置する。部活動運営の適正化にかかわっては、国等における議論を注視しながら、地域で部活動に代わり得る体制の整備を進めていく必要がある。学校業務の更なる改善では、授業、評価等におけるＩＣＴの有効活用の研究を進めていく必要もあるのではないかと思っている。そのほか、総合教育センターにおいても引き続き研修の精選と充実を図っていき、家庭・地域との連携・協働の推進においては、コミュニティー・スクールや地域学校協働活動の更なる促進などに取り組んでいきたいと思っている。

【質疑応答】

○ 小畠委員

部活動については、中学校では縮減が見られるが、高校では縮減が進んでいないとなっているが、中学校では、部活動の在り方を見直したことで、先生の働く時間に大きく変化が出たと解釈したらいいのか。

○ 安達管理部理事

京都府が部活動の指導指針を定め、各市町村においても順次定めていただき、すべての市町村で定めていただいたところである。これに基づく土日の休養日の設定が適切に行われた結果が、今回反映したものと思う。

○ 小畠委員

高校はそういうところの徹底がまだ不十分ということか。

○ 安達管理部理事

高校については、中学校の教育活動の基礎の上に、多様な活動が行われているという状況等も踏まえ、休養日の設定にあたっては、原則中学校の基準を踏まえつつと言いながらも、週1回必ずしも土日に休養日を設けることになつていないため、土日の指導回数の減少には今のところ繋がっていない。

○ 小畠委員

部活動の在り方をいろいろ変えていくことが、働く時間を合理的にしていくことに大きく繋がっていくということなので、合理的に部活動の在り方を見直していくけば、先生の働き方も改革が出来る。両方良くなることをもっと進めていけば良いと思う。

これに、変形労働時間制で夏休みを取っていけば、これからもっと効果が出てくると思えば良いのか。変形労働時間制はいつから導入されるのか。

○ 橋本教育長

法律がこの前通って、それを受け、条例等改正してからということになるので、早くても1年後だが、1年間では無理だと思う。

変形労働時間制を導入したから時間外勤務が減るということは、実はあまり

ないと思う。むしろ、導入の前提として、いろいろな条件をクリアしていないといけないので、導入できる時点で、おそらく、かなり改善は進んでいると思う。

○ 小畠委員

今度の夏休みにどうできるかが、ある意味試金石のようになる。後半年くらいだが、いろいろ工夫していく必要があると思う。

○ 安達管理部理事

部活動に関して、若干補足すると、文部科学省から中体連あるいは高体連など関係団体の方へ、大会の日程の変更・縮減や開催時期の変更、部活動指導員が引率することなどいろいろ検討を要請している段階であり、1年程度かかりそうだと聞いている。

○ 安岡委員

教職員の働き方改革の目的としては、教職員の方々の負担をできるだけ少なくするということが前提としてあるので、そういう中で、5ページ3の表の中の5・7・8のところが、現時点で、教職員の方々にとって改善されていないので、こういうところにまた違う方策を考えるようなことが必要になってくると思う。

○ 橋本教育長

例えば、今の指摘で言うと、7番目の指導力が高まっていると実感する教員の割合というところで、小学校でいうと教科担任制の導入を検討しているが、仮にこういう施策を実行していけば、確実に教える教科が減るので、その特定の教科の資質向上は図っていかれる。そういうことを通じてここを高めていくことは可能かと思う。多忙感・負担感というと感覚的なことなので、難しい面があるかも知れないが、これもひとつの狙いなので、上げられるようしていきたい。

○ 安藤委員

スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーの拡充をされていると思うが、今後のスクールカウンセラー等の配置目標はどの程度なのか。

○ 安達管理部理事

スクールカウンセラーであれば、まずは中学校からということで順次拡充をしてきて、小学校にも少しづつ増やしてきてている。国の方でもどんどん広げてきているので、最終目標は答えられないが拡充を目指している。

○ 橋本教育長

増やしていくときに、資質を備えたスタッフを増やしていくということも課題である。京都は比較的に恵まれているが、教員と同じく人的資源が足りないということがあり、最近になりスクールソーシャルワーカー等を養成する機関が増えてきているが、なるべくそういう機関とも連携をしながら、京都の学校で人を確保できるようにするのも大事かと思う。

イ 第2次京都府子どもの貧困対策推進計画について

【山口指導部長の報告】

- 本計画については、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に定める都

道府県計画として、健康福祉部を中心に教育委員会は共同事務局として平成27年3月に策定をしたが、現行の計画が今年度末で期限を迎えることから、この間の成果と課題を有識者等で構成する、府子どもの貧困対策検討会で検証した上で、今後概ね5年間を新たな計画期間として改訂しようとするものである。9月の子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正、さらには、11月の国の大綱の改定の内容を踏まえて作成した中間案を12月議会で報告し、その後に募集したパブリックコメントの結果等を受けて最終案を作成している。

改定のポイントとしては、「すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していく社会の実現を目指す」とする基本理念、そしてまた、計画を構成している4つの柱、1連携推進体制の構築、2ライフステージに応じた子どもへの支援、3経済的支援、4子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進、これら基本理念と4つの柱を維持するとともに国の大綱改定の趣旨を受け、「市町村の役割の明確化と連携の強化」、「支援が届いていない又は届きにくい子どもたちへの支援」を追加し、新たに示された「切れ目のない支援」については、現計画でもあげている「ライフステージに応じた支援」を継続して実施していくこととしている。教育が関わる内容としては、「地域における教育と福祉の連携体制の強化」として、まなび・生活アドバイザーの重点配置による充実、学校からの相談を一元的に受け付ける福祉機関の窓口整備など、支援を必要とする子どもを早期に把握し、必要な支援につなげるための施策を推進することとしている。また、「ライフステージに応じた支援」としては、幼児教育アドバイザーの配置等による「幼児教育の質の向上」・「円滑な幼小接続」、市町村の教育支援センターの機能充実による「不登校児童生徒への支援の充実」、そして支援情報を確実に届けるための「広報・周知の強化」などを計画に盛り込んでいる。今後の日程については、この最終案を3月16日に実施する議会の府民環境・厚生常任委員会で報告し、そこでの意見も踏まえ、3月中に計画を策定する予定となっている。

【質疑応答】

○ 小畠委員

子どもの貧困対策は、公教育の役割としては非常に大きいと思う。例えば、高校で不登校になりひきこもるのを防ぐには、中学校までの教育でいろいろなことをやっていく必要がある。中学校で起こることは、小学校より若いところの教育で一生懸命やっていく必要がある。小学校でとなると、幼児教育とか保育教育とかいうことになる。教育の最初の段階ほど大事になると思う。ただ、幼稚園とか保育園はほとんど私立だが、具体的にどういうことをしていけば、効果をあげていけるのか。.

○ 山口指導部長

本府としては、来年度、幼児教育センターを作ることで、公立だけでなく私学連盟等々とも協力しながら、そういうことをカバーしていくということがある。それからもう一つ、そういうところにも通えない子どもをどう発見していくかというところで、教育から一歩外にでるが、福祉部門の赤ちゃんの段階の検診であるとか、さまざまな機会を捉えて、そういう可能性がある子を見つけていく取組が非常に大事になっていくと思う。

○ 小畠委員

幼児教育や保育教育だけでなく、貧困の教育、働く人たちを支援すること、女性活躍ということなどに対しても、もっともっと公的な支援をしていかなければいけないと思う。教育だけの話ではないと思うが、そういうことが必要なフィールドのような気がするので、是非、府をあげてやってほしいと思う。

○ 大路総務企画課長

幼稚園や保育園など施設に入れているところは、まだ目に見える関係があるが、保育園といつても、認可外もあるし、企業内保育もあり、家庭保育、保育ママ、在家庭での保育もある。そのような中、一律に小学校に入ってこられる。入ってこられるまでのところが大事とおっしゃるとおりで、そこについては、市町村の保健福祉部門で保健師なども関わり、「こんにちは赤ちゃん事業」を実施されている。この事業は、アウトリーチ型で、生後6か月のご家庭を1戸1戸訪問し、家庭の状況はどうか、虐待やネグレクトはないかなど、そういう状況を把握するなど、特に乳児から小学校に入るまでは、市町村の保健センターが中心に貧困や課題のある家庭等を支援している。さらに、そういった人たちを支えるために、京都府の福祉部局が、いろいろな施策でカバーしている。しかしながら、実際にアウトリーチしても行く時間には働いておられて会えないこともあるので、地道な活動となっている。

○ 安藤委員

不登校の子がフリースクールに出かけることが出来なかつたりするので、市町村の中で福祉と教育委員会の交わらない縦割りの部分が、もう少し緩やかな形で繋がっていれば良いと思う。このような施策の中で、そういう子どもが救われるような取組が進んでいったらいいと思う。

○ 橋本教育長

不登校は、まだ学校の範疇なので、学校でどうするかということになっているかと思う。フリースクールや教育支援センターなどにも行けないといったとき、可能性としてあるのが、ＩＣＴ機器を使った学習機会の提供だと思う。様々な子どもがいるので、それに応じた形を模索する必要がある。ひきこもりに関しては、この間、教育と福祉が一緒になってという動きをしていて、早期支援班に情報をつないで動けるようにしている。いずれにしても、貧困対策全般、教育、福祉、雇用も含めて総合施策だと私は思う。いろいろなところが関わる仕事だけに、どれだけ縦割りの要素、垣根を低くするか、そこが一番大事かと思う。

○ 千委員

貧困といっても、いろいろな親がいて、貧困だからどうという部分ではないと思う。小さい子たちに対して手厚くするのは大事だと思うが、同時にその親に対しても何かできないのか。出来ることもしないような人たちもいるのではないかと思う。

○ 橋本教育長

貧困の連鎖をどう断ち切るか、だから教育が大事とよく言われるが、私は、親は放っておいて子どもからリスタートするだけでよいのかと感じていて、親に対しても出来ることはあるだろうと思う。だからこそ、雇用の分野も含めて、総合施策のなかで貧困対策は取り組んでいかないと駄目だと思う。

ウ 内部統制制度の導入について

【大路総務企画課長の報告】

- 教育委員会におけるガバナンス強化のため、令和2年度から内部統制制度を導入するので報告する。

導入のきっかけは、地方自治法の一部が改正され、全国の地方公共団体において内部統制制度の導入が義務化されることから、知事部局で導入に向けて現在準備が進められているところであり、教育委員会においても、必要な制度として自主的に取り組みたいと考えている。行政実務を行う中で様々なミスや不適切な事案が生じるリスクがあり、例えば、財務事務において、支払いの遅延や契約内容の一部不備などは、事務局や学校現場において少なからずあり、定期監査などで指摘や注意を受けることもしばしばある。これを個人の意識に頼ることなく、組織で未然に防いでいけるように、あらかじめ明確な手続きやルールを設けたり、組織内全ての人がそのルールに基づいて業務をする文化であったり、それがきちんと機能しているかどうかを常に評価するプロセスや仕組みが必要ということで、それを整備しようとするものである。

概要は、まず取組を行う上で、基本方針をしっかりと定め、それを実行する体制整備をする。実際には、教育次長をトップに総務企画課が統括をするという形になる。その上で、リスクの洗い出しを各担当で行い、リスクを防ぐ仕組みがあるのかないのか、あっても不十分ではないのか、といったような評価をして、それを踏まえて、ルールや手続きを作ったり、見直したりしていくような流れである。そしてまた、その効果があったのかを常々評価して、必要ならばまた見直していくという、いわゆるP D C Aサイクルのプロセスを構築したいと考えている。同時に、一連の取組に透明性を持たせるために、この教育委員会はもとより、府議会にも報告し、その実行を今後も担保していきたいと考える。対象業務は、まずは身近な業務からということで、当面、財務事務を対象とした。これは、知事部局と同様である。

【質疑応答】

- 小畠委員

財務に関する業務というのは、予算を執行する業務ということで、お金にまつわる業務を対象としているということか。

- 大路総務企画課長

そのとおりである。本当に対象と言えば、それ以外にも教職員の不祥事やいろいろな業務に関わるリスクなど全ての事柄になるが、当面、一番身近に起こりやすい財務事務を対象としている。

- 小畠委員

当面というのは、初年度はということか。

- 大路総務企画課長

場合によっては初年度だけでなく、2、3年もあり得るかもしれない。こうした指摘は、長年同じようなものがあり、例えば、報酬を支払うのを怠り2ヶ月後に支払うなど今でもよく起こっている。そういうものを、チェック体制や仕組みを設けることで防いでいけるよう取り掛かっていき、そのプロセスがしっかりと機能しているかをチェックし、それを見極めてまた次のステップにい

く。いつまでもそれにかかっているようであれば、次の課題に同時に取り組んでいくということも、可能性としてはあり得ると思う。

○ 橋本教育長

おそらく、財務関係というのが、取り組みやすく、未然防止に繋がるシステム化が図れる。課題は沢山あるが、それをこの仕組みに落とし込み、実効性をあげられるかも検討する必要がある。当面の確たる見通しはないが、これは必ず取り組めることであり、特に教育委員会の場合は、学校が多く、お金を直接扱っているので、教育委員会にとっては必要性の高い分野だと思う。

○ 安岡委員

総務企画課の中に推進部局と評価部局を設けるということか。

大路総務企画課長

そうである。

○ 安岡委員

それをもって、報告書を作成し、評価結果は議会への提出を考えているのか。

○ 大路総務企画課長

議会の報告は必須と考えている。そのために、取りまとめというかたちで総務企画課が携わる。実際は、各個々の担当で業務点検をしていくので、学校現場それから事務局の各所属すべての方にしてもらう作業である。

エ 新型コロナウイルス感染症について

【山本教育監の報告】

○ 昨日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が出した緊急対応第2弾の資料の中から学校教育に関するものについて説明する。

放課後児童クラブ等の体制強化等は、直接教育委員会が実施しているわけではないが、放課後児童クラブ等については、午前中からの開所の他、支援の増加に対応出来るよう追加的に発生する経費については国費より支援する。また、教室等を利用して小学校の教員にも協力を得ることで体制強化を図りたい。また、学校給食休止への対応は、臨時休業中の学校給食費について、保護者の負担とならないよう返還等を行うことを学校設置者に要請する。臨時休業及びこの要請の実施に伴って、学校設置者の負担となる学校給食費に相当する支援を行うということであるが、詳細はおって国の方から連絡があるので、連絡があれば適正に処理をしていく。

府立学校については、国からの要請を受けて、全校3月3日から臨時休業に入っている。終期を今週末の13日までとした上で、状況に応じて延長することがあるとしていた。この間の府内の感染状況を踏まえると、春休みに入る前の19日まで臨時休業期間を延長したいと考えている。一方で、児童生徒の心身のケア、新年度を迎えるにあたっての連絡事項の伝達、学年末考查の実施等、必要に応じて、春休み期間を含め、学校の判断で登校日を設けることを可能とした。ただし、感染拡大のおそれが依然あるので、必要最小限の内容にとどめることや、学年別の時差登校、教室分散化等の工夫を図ることなど、各学校に留意点を示し、これを踏まえて実施するよう指導していく。また、市町（組合）立の学校に対しては、府立学校の対応を参考に適切な対応をするよう依頼する

予定である。なお、特別支援学校も同様に19日まで休業を延長するが、この間実施している児童生徒の居場所確保の受入れについては、引き続き実施したいと考えている。それから、所管している施設の状況であるが、府立図書館、山城郷土資料館、丹後郷土資料館については、現在15日まで臨時休館することとしているが、これを22日まで延長して、その後は、子どもの居場所の観点からも開館していきたいと考えているところである。また、所管している様々な行事イベント等も、当面3月中は縮小、延期等工夫し実施していきたいと考えている。

○ 橋本教育長

この先どうするか、19日の政府の専門家会議の結論も見ながら、さらに新年度に向けてどうするか、春休み以降どうするかとか、部活動も含めて考えていきたいと思っている。

(3) 議決事項

ア 第8号議案 京都府教職員互助組合に関する規則の一部改正について

【西田福利課長の報告】

○ 初めに、一般社団法人京都府教職員互助組合についてであるが、この組合は、互助組合員とその家族の生活の安定と福祉の増進を図り、京都府の教育文化の向上発展に寄与することを目的としている。そして、この互助組合は、今回の改正対象である京都府教職員互助組合に関する規則等に基づいて設立された組織である。

令和2年4月から地方公務員法及び地方自治法が改正されることとなっており、臨時の任用職員の取扱いが変わることになった。臨時の任用職員は、改正法施行後、正規職員と同様に、常時勤務を要する職に就く職員として位置付けられ、地方公務員等共済組合法上の職員に位置付けられることから、これまでのような12ヶ月を超える任用という要件はなくなり、任用の日から共済組合に加入することとなる。したがって、令和2年4月から全ての臨時の任用職員は、共済組合員資格を得ることになるため、互助組合定款の規定により互助組合員になることができるようとなる。このため、現行の第2条第1号の規定は不要となるとともに、また、互助組合の構成員は、常時勤務に服することを要する職にある者、つまり、正規職員と臨時の任用職員に限られ、常時勤務に服しない者である非常勤職員は含まれないため、改正しようとするものである。

〔原案どおり可決〕

イ 第9号議案 京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

ウ 第10号議案 京都府立学校の管理運営に関する規則及び京都府立学校における

学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の
設定について

【吉村高校教育課長の報告】（議決事項イ及びウ）

- 第9号議案、京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則の一部改正についてである。これは、高等学校の区域を定めている規則であるが、この度京都市において、京都市立義務教育学校条例の一部が改正され、京都市立の京北第一小学校、京北第二小学校、京北第三小学校及び周山中学校が統合され、この4月から京都京北小中学校が設置されることに伴い、規則の改正を行うものである。

当該規則における通学区域の定め方として、周山中学校の通学区域に限ると記載されている部分が合計4箇所あり、これらの文言中の学校名を、周山中学校から新設される京都京北小中学校に改めるものである。

なお、今回の規則改正による実質的な通学区域の変更はない。

規則改正の施行日は、京都京北小中学校が設置される4月1日を予定している。

続いて、第10号議案、京都府立学校の管理運営に関する規則及び京都府立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正についてである。

今回の改正の背景としては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行され、内容としては、会計年度任用職員に係る規定が整備されたものであるが、それに伴い地方教育行政の組織及び運営に関する法律が令和2年4月1日に一部改正されることとなっている。改正の内容については、地教行法第47条の3に規定される県費負担教職員のうち非常勤講師の報酬及び身分取扱いが改正に伴い削除され、それに伴い47条の4以降が順次繰り上がるという条ズレが生じることとなる。それに伴い京都府立学校の管理運営に関する規則及び京都府立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則について、当該の引用している条文の号番号を変更する改正を行うものである。施行日は4月1日を予定している。

〔原案どおり可決〕（議決事項イ及びウ）

エ 第11号議案 京都府教科用図書選定審議会委員の委嘱について【非公開】

オ 第12号議案 京都府産業教育審議会委員の委嘱について【非公開】

カ 第13号議案 京都府文化財保護審議会委員の委嘱について【非公開】

〔原案どおり可決〕（議決事項エからカまで）

キ 第14号議案 令和2年度府立学校校長・副校長の人事異動について【非公開】

〔原案どおり可決〕

ク 第15号議案 教育委員会事務局管理職の人事異動について【非公開】

[原案どおり可決]

(5) 閉会

教育長が閉会を宣告

